

「不正改造車を排除する運動」 6月は強化月間

ツイッターで動画をプロモツイートし、20～30歳代の若年層にアピール

国土交通省・不正改造防止推進協議会 多様なメディアを活用し啓発活動を展開

国 土交通省は、警察庁などの関係省庁や自動車関係団体などとともに、2021年度「不正改造車を排除する運動」を展開している。同省では、暴走行為や過積載などを目的とした不正改造車が、「安全を脅かし道路交通の秩序を乱すとともに、排出ガスによる大気汚染、騒音等の環境悪化の要因となっている」として、この運動を1990年から実施。強化月間としている6月には、日本自動車会議所など自動車関係33団体で構成する「不正改造防止推進協議会」（事務局＝日本自動車整備振興会連合会）と同省が中心となって全国でキャンペーンを展開し、ポスターやチラシのほか、新聞、雑誌、ラジオ、インターネットなど多様なメディアを活用した啓発活動を行っている。

啓発活動では「不正改造は許されない犯罪行為である」ことを前面に打ち出し、不正改造の具体例や、不正改造による事故・迷惑などの事例をチラシやポスターなどで広報している。特に近年は若者や女性をターゲットに、ウェブメディアなども積極的に活用。今年度は、「若手ビジネスパーソン向けメディア」とされる『新R25』でSNS動画を制作し、ツイッターで動画をプロモツイート。不正改造車情報に接する機会を広げ、20～30歳代の若年層にアピールする。

強化月間には、国交省が中心となり、警察機関、独立行政法人自動車技術総合機構、軽自動車検査協会などと連携しながら全国で132回の街頭検査も実施。違反車両に対しては整備命令を発令するが、特に取り締まり件数が多く、社会的な排除要請が高い次の5項目を「重点排除項目」とし実施している。

- (1) マフラーの切断・取り外し及び騒音低減機構を容易に取り外せる等の基準不適合マフラーの装着
- (2) タイヤ及びホイール（回転部分）の車体外へのはみ出し
- (3) 大型貨物自動車の速度抑制装置の取り外し、解除または不正な改造、変更等
- (4) 前面ガラス並びに運転者席及び助手席の窓ガラスへの着色フィルム等の貼付（貼付状態で可視光

強化月間の啓発ポスター

線透過率70%未満)

- (5) 前面ガラスへの装飾板の装着

また、全国の運輸支局など53カ所に相談・情報提供窓口として「不正改造車・迷惑黒煙情報提供窓口」も設置。通報された情報をもとに、不正改造ユーザーに対して改善・報告を求めるハガキを送付するなど、不正改造車排除に向けて有効に活用している。さらに、全国242のバス事業者の協力により、乗合バスに同運動の広報横断幕を掲示してもらい、広く一般へもアピールしている。

なお、新型コロナウイルス感染症対策による地域の実情を踏まえ、今年度は沖縄県が強化月間を10月に変更している。

■『新R25』関連サイトは次の通り。

- ホームページ：<https://r25.jp/>
- 動画サイト：<https://youtu.be/QdAJPaVitMs>
- Twitter：[@shin_R25](https://twitter.com/shin_R25)
(https://twitter.com/shin_R25)